

## 第4章 還付・延滞金と納税証明

### 第1節 還付と延滞金

#### 1 還付

##### (1) 意義

徴収金に過誤納金が発生したときは、遅滞なく還付しなければならないが、未納の徴収金があればこれに充当しなければなりません。(法 17、法 17 の 2)

##### (2) 過誤納金

賦課処分の取消し及び更正又は法令等の改正によって発生する過納金と調定がないか又は調定額を超えて納付(入)があった誤納金があります。

##### (3) 還付加算金

過誤納金を還付し、又は充当する場合には、法で定める日の翌日から還付のための支出を決定した日又は充当した日までの期間の日数に応じ、その金額に年 7.3%の割合を乗じて計算した金額(還付加算金)をその還付又は充当すべき金額に加算します。(法 17 の 4、令 6 の 15)

#### 2 延滞金

##### (1) 意義

適正に納付(入)した納税者との公平性を図るため、本来の納期限までに完納されなかった場合において、その遅延した税額及び期間に応じて徴収するものであり、各税目ごとに規定があります。

##### (2) 延滞金計算の原則

その納期限(納期限の延長があった場合は、延長された納期限)の翌日から本税の納付(入)の日までの期間の日数に応じ、年 14.6% (当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3%) の割合を乗じて計算します。

#### 3 延滞金及び 還付加算金の 割合の特例措置

平成 12 年 1 月 1 日より、当分の間の措置として、特例基準割合が設けられ、各年の特例基準割合が年 7.3%に満たない場合には、その年中(1 月 1 日から 12 月 31 日)においては、次のとおり特例措置が適用されています。

(法附則 3 の 2)

なお、平成 25 年度税制改正において、特例基準割合の定義を改めるとともに、延滞金及び還付加算金の割合が見直されました。(平成 26 年 1 月 1 日施行)

【延滞金及び還付加算金の割合】

		本則	特例措置 (各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合の割合)	
			H12.1.1～H25.12.31	H26.1.1～
延滞金	納期限の翌日から納付日までの期間	年 14.6%	本則のとおり	特例基準割合*2 + <del>年7.3%</del>
	納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間	年 7.3%	特例基準割合*1	特例基準割合*2 + <del>年1%</del> [ 上記の割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合 ]
	徴収猶予等を受けた期間	2分の1 免除 (年7.3%)	特例基準割合*1	特例基準割合*2
	法人二税に係る納期限の延長の期間 (法65④、法72の45の2①)	年 7.3%	特例基準割合*1	特例基準割合*2
還付加算金		年 7.3%	特例基準割合*1	特例基準割合*2

※特例基準割合の定義

「特例基準割合\*1」…<適用期間：H12.1.1～H25.12.31>

各年の前年の11月30日の商業手形の基準割引率（以下、基準割引率）に年4%の割合を加算した割合。  
基準割引率 + 4%

「特例基準割合\*2」…<適用期間：H26.1.1～>

各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合（以下、国内銀行の貸出約定平均金利）に年1%の割合を加算した割合。  
国内銀行の貸出約定平均金利 + 1%

～特例基準割合等の変遷～

[適用期間：H12.1.1～H25.12.31] (%)

適用期間	基準割引率	特例基準割合*1
～H11.12.31	本則	7.3
H12.1.1～H13.12.31	0.50	4.5
H14.1.1～H18.12.31	0.10	4.1
H19.1.1～H19.12.31	0.40	4.4
H20.1.1～H20.12.31	0.75	4.7
H21.1.1～H21.12.31	0.50	4.5
H22.1.1～H25.12.31	0.30	4.3

[適用期間：H26.1.1～] (%)

適用期間	国内銀行貸出約定平均金利	特例基準割合*2	本則14.6%の期間	本則7.3%の期間
H26.1.1～H26.12.31	0.9	1.9	9.2	2.9
H27.1.1～H28.12.31	0.8	1.8	9.1	2.8
H29.1.1～H29.12.31	0.7	1.7	9.0	2.7
H30.1.1～R1.12.31	0.6	1.6	8.9	2.6

- ・法人二税の納期限延長に係る延滞金の割合は特例基準割合\*2を適用
- ・還付加算金の割合は特例基準割合\*2を適用

(計算上の留意事項)

・計算の過程における金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

(特例基準割合で算定の場合)

・計算の過程における金額とは、計算基礎金額が同じでありかつその金額に乗ずる割合が同じである期間ごとに、その期間の日数に応じその割合に乗じて計算した金額です。

・年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします。

4 課税標準額、  
税額等の端数  
計算 (法20の  
4の2等)

(1) 課税標準額の端数計算

・端数計算を行うもの

地方税の課税標準額に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨て、また、課税標準額の全額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てます。

・端数計算の特例

利子割・配当割・譲渡割等に係る県民税、地方消費税については、1,000円未満の切捨ては行いません。

(2) 税額の端数計算

・100円で端数計算を行います。

地方税の税額の確定金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、また、税額の確定金額の全額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てます。

・端数計算の特例

利子割・配当割・譲渡割等に係る県民税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税については、その確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、また、その全額が1円未満であるときは、その全額を切り捨てます。

(3) 延滞金、過少申告加算金等の計算の基礎となる金額の端数計算

延滞金、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、また、計算の基礎となる税額の全額が2,000円未満であるときは、その全額を切り捨てとします。

(4) 延滞金、過少申告加算金等の端数計算

延滞金、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の確定金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、また、その確定金額の全額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てとします。

(5) 滞納処分費の端数計算

滞納処分費の確定金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、また、その確定金額の全額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てます。

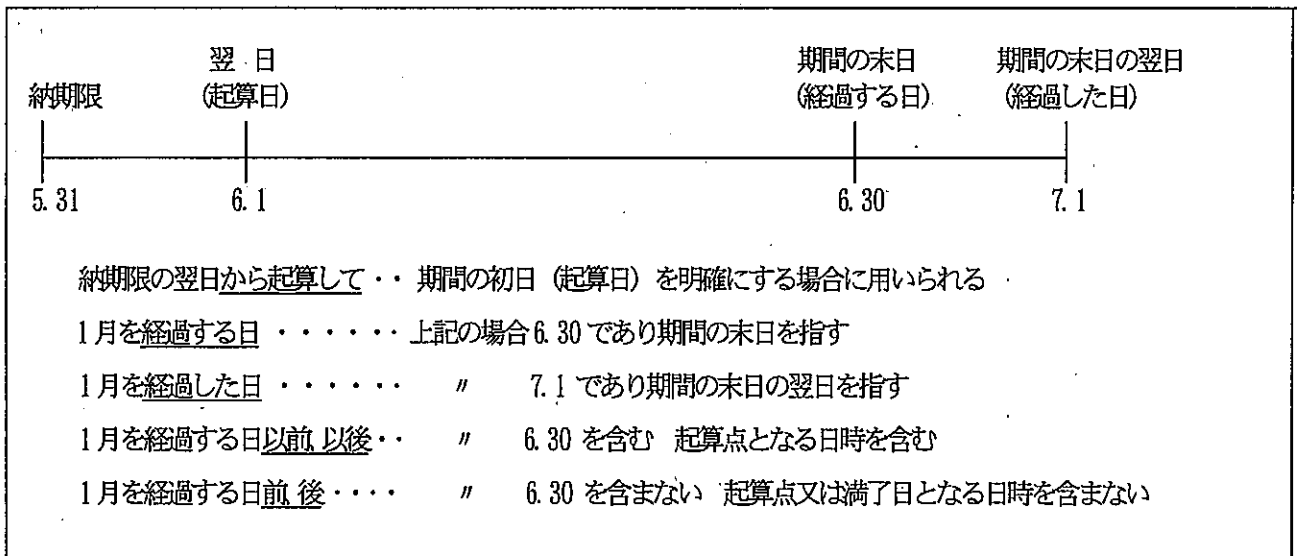
(6) 還付加算金の端数計算

地方団体の徴収金を地方税法の規定により還付し、又は未納の税額等に充当する場合に加算する還付加算金を計算する場合において、その計算の基礎となる過誤納金又は還付金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、還付加算金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額、又はその全額を切り捨てとします。

5 期間の計算  
及び期限の特  
例

- (1) 法律又は条例に定める期間の計算については、民法第139条から第141条まで及び第143条に定めるところによります。(法20の5①)
- (2) 法律又は条例に定められている申告、納付(入)等の期限が休日又は政令で定める日(土曜日又は12月29日、30日、31日)に該当するときは、これらの翌日をその期限とみなします。(法20の5②、令6の18②)

期間計算の具体例 (法20の5、民法139~141・143条)



## 第2節 納税証明

- |        |  |
|--------|--|
| 1 定義   | 地方団体の長は、地方団体の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定その他の目的で、納税証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り交付しなければならないと規定されています。(法20の10)   |
| 2 種類   | (1) 一般の納税証明書(条例21)<br>(2) 自動車税に係る証明書(条例149)<br>(3) 鉱区税に係る証明書(条例158)  |
| 3 使用目的 | (1) 担保権の設定の目的<br>(2) 法令の規定により国又は地方公共団体に提出する場合(道路運送車両法に規定する自動車の継続検査用等)<br>(3) その他使用目的に相当の理由がある場合(入札参加資格審査、事業資金借入れ等)   |
| 4 証明事項 | (1) 納付(入)すべき額として確定した額、納付(入)した額、未納の額(これらの額がないことを含む。)(令6の21①(1))<br>(2) 法定納期限等(令6の21①(2))<br>(3) 保全差押金額として通知した額(令6の21①(3))<br>(4) 滞納処分を受けたことのない旨(令6の21①(5))<br>(5) 施行規則第1条の9で規定する事項<br>(法人県民税、法人事業税等、個人事業税の額の算出のために必要な事項等)<br><br>なお、次の事項については証明事項に該当しません。<br>(1) 証紙徴収に係る徴収金(自動車税に係るものを除く)(令6の21②(1))<br>(2) 交付請求日の3年前の日の属する会計年度前の会計年度に係る徴収金(令6の21②(2))<br>(3) 交付請求日の3年前の日の属する会計年度前の会計年度において徴収金につき滞納処分を受けたことがないこと。(令6の21③) |
| 5 請求者  | 納税証明書は、その請求をする者の地方団体の徴収金に関するものに限って発行されるので、納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらのものの委任を受けた者に限られます。  |
| 6 手数料  | 納税証明書交付手数料の額は、1枚につき400円である。この場合における枚数の計算は、次の区分によりそれぞれ1枚とされます。(条例32)  |

- (1) 令6の21①(1)及び(2)に掲げる事項並びに同項(3)に掲げる事項、(5)に掲げる事項及び(6)に掲げる事項ごと
- (2) (1)で証明を受けようとする事項が2以上の税目又は年度に係るものであるときは、証明を受けようとする事項が、未納の税額のみに係る場合を除き、一の税目につき、その年度の数に相当する枚数の証明書であるものとして計算します。

なお、次に掲げる証明書に係る交付手数料は、徴収されません。

- ア 自動車の継続検査・構造等変更検査用(条例32①(1))
- イ 試掘権設定の出願又は試掘権の存続期間の延長申請用(条例32①(1))
- ウ 自動車の所有権留保解除・下取り・廃車用(昭和63年7月18日付け税第60号「自動車税の納税証明書交付手数料の取扱いについて」)